

移住・定住者支援制度 空き家対策支援制度 について

★住まい・まちづくり推進事業補助金

誰もが安心して住み続けられるまちづくりの推進の目的としています。



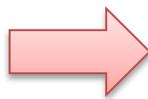
■空き家バンク活用促進事業

空き家等の貸し借りや売買、老朽危険家屋等の解体や固定資産税に補助します

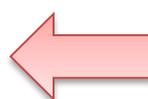
空き家の利活用を促進し、地域コミュニティの向上と、住環境・景観の保全を図ります。



提供したい人
(貸したい、売りたい人)



空き家バンク



利用したい人
(借りたい、買いたい人)

■安心定住促進事業

親子世帯等の同居や近居に補助します

親子世帯等が身近に生活することで、安心・安全な生活環境の向上と、地域の活力向上・定住促進を図ります。



★空き家活用新規創業応援事業補助金

空き家を活用して新規創業する方に補助します



★民間宅地開発事業補助金

居住目的で認定団地の宅地を購入し、住宅を建築される方に補助します

定住化の誘導、人口流出の抑制及び活力あるまちづくりに寄与することを目的としています。

※【フラット35】子育て支援型・地域活性化型 について

住宅金融支援機構の認定を受けた補助金を活用する場合、「フラット35」の借入金利が当初5年間、年0.25%引き下げになります。

詳しくは、住宅金融支援機構またはフラット35取扱金融機関にお問い合わせください。

お問い合わせは…入善町役場住まい・まちづくり課 TEL.0765-72-3841 (直通) まで

★入善町ホームページ掲載中★